

土 木 工 事 施 工 条 件

明 示 項 目	明 示 事 項				
工程関係	(施工時間帯) 本工事は、昼間の施工時間帯（８時３０分から１７時）での施工を見込んでいるが、施工時間帯の変更が必要となった場合には別途協議することとしている。 (工期) 実質工期は、準備・後片付け期間、検査に要する期間、雨天・休日等を含み、１５０日間を見込んでいる。なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。				
安全対策関係	(交通誘導員) 交通誘導員は、１日あたり１名配置すること。 ただし、対象工種の数量の変更や、現場の実状、地元及び関係機関との協議等により、配置人員に変更が生じた場合は変更の対象とする。 (安全対策) 歩行者等の安全を確保するための必要な措置（仮囲いやバリケード、赤色灯の設置等）を講ずるものとする。				
建設副産物関係	本工事で発生する建設発生土は、下記の受入施設に搬出することとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受 入 施 設</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる受入施設</td><td>安佐北区安佐町大字筒瀬字椽ノ平 2144 - 1 の中国建材工業(株)建設発生土リサイクルプラント（片道運搬距離３．４km）へ搬出し、再資源化するよう見込んでいるが、別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる他の受入施設に搬出することを妨げるものではない。</td></tr> </tbody> </table>	受 入 施 設	備 考	別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる受入施設	安佐北区安佐町大字筒瀬字椽ノ平 2144 - 1 の中国建材工業(株)建設発生土リサイクルプラント（片道運搬距離３．４km）へ搬出し、再資源化するよう見込んでいるが、別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる他の受入施設に搬出することを妨げるものではない。
受 入 施 設	備 考				
別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる受入施設	安佐北区安佐町大字筒瀬字椽ノ平 2144 - 1 の中国建材工業(株)建設発生土リサイクルプラント（片道運搬距離３．４km）へ搬出し、再資源化するよう見込んでいるが、別表「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲げる他の受入施設に搬出することを妨げるものではない。				
(建設発生土)					
(コンクリート殻)	本工事で発生するコンクリート殻については、下記の受入施設に搬出することとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受 入 施 設</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設</td><td>安佐南区八木町字馬渕 128 - 4 の「太平土木(株)タイヘイ八木リサイクル場」（片道運搬距離３．０km）に搬出するよう見込んでいるが、「太平土木(株)タイヘイ八木リサイクル場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを妨げるものではない。</td></tr> </tbody> </table>	受 入 施 設	備 考	産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設	安佐南区八木町字馬渕 128 - 4 の「太平土木(株)タイヘイ八木リサイクル場」（片道運搬距離３．０km）に搬出するよう見込んでいるが、「太平土木(株)タイヘイ八木リサイクル場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを妨げるものではない。
受 入 施 設	備 考				
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設	安佐南区八木町字馬渕 128 - 4 の「太平土木(株)タイヘイ八木リサイクル場」（片道運搬距離３．０km）に搬出するよう見込んでいるが、「太平土木(株)タイヘイ八木リサイクル場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを妨げるものではない。				
(アスファルト殻)	本工事で発生するアスファルト殻については、下記の受入施設に搬出することとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受 入 施 設</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設のうち、再生アスファルトとして再資源化可能な施設</td><td>安芸高田市八千町向山 10498-74 の「大成ロテック(株)広島合材工場」（片道運搬距離１１．８km）に搬出するよう見込んでいるが、「大成ロテック(株)広島合材工場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設（再生アスファルトとして再資源化可能な施設）に搬出することを妨げるものではない。</td></tr> </tbody> </table>	受 入 施 設	備 考	産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設のうち、再生アスファルトとして再資源化可能な施設	安芸高田市八千町向山 10498-74 の「大成ロテック(株)広島合材工場」（片道運搬距離１１．８km）に搬出するよう見込んでいるが、「大成ロテック(株)広島合材工場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設（再生アスファルトとして再資源化可能な施設）に搬出することを妨げるものではない。
受 入 施 設	備 考				
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設のうち、再生アスファルトとして再資源化可能な施設	安芸高田市八千町向山 10498-74 の「大成ロテック(株)広島合材工場」（片道運搬距離１１．８km）に搬出するよう見込んでいるが、「大成ロテック(株)広島合材工場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設（再生アスファルトとして再資源化可能な施設）に搬出することを妨げるものではない。				

公害関係	1 運搬経路については、粉塵等により公衆に迷惑を及ぼすことのないよう、清掃を心がけること。 2 工事の施工にあたっては、振動規制法・騒音規制法に基づき施工すること。 3 工事に伴い発生した廃棄物は適切に処理すること。
施工関係	1 舗装工の施工に際して、マンホール鉄蓋を計画地盤高に合わせて高さ調整を行ったうえで設置し、舗設後の路面に段差の生じることのないように施工すること。 2 路盤の施工前に、CBR 試験（JIS A 1211）を3箇所（SP, NO.2, EP）行い、設計 CBR の値を確認し、監督職員へ報告すること。 設計 CBR の値が「8」を下回る場合、路床の構造や舗装構成の再検討が必要なことから、対応について別途指示する。 3 水道管の撤去及び新設工事があることから、関係機関と連絡を取り合い十分協議調整すること。
工事支障物件等	1 受注者は、地下埋設物や架空線等の支障物件について、関係機関と連絡を取り合い十分協議調整すること。 2 設計図書に示されていない基準点や境界杭等（以下、「既設基準点等」という。）を施工区域内で発見した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、その保全等取扱いについて指示を受けること。
その他	1 近隣住民への工事の周知徹底を図るとともに、施工中は特に騒音、振動等の軽減を図ること。 また、現場内は日々清掃し、整理整頓に努めること。 2 工事の施工にあたり、関係官公署に対する手続き及び指示された事項の処理は、受注者の責任において行うこと。 3 本工事区域以外の近隣の土地を無断で使用しないこと。 4 施工時、新たな作業内容の現場作業に着手する際には必ず監督職員へ事前連絡すること。 5 本工事の積算では、令和6年度土木工事標準積算基準書（令和6年8月版及び令和7年6月単価を適用している。 6 本契約図書の図面は縮小（50%）している。